

ふるさとミライカレッジ【R7新規】（特別交付税措置）

若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成・還流の取組を加速化させるため、三大都市圏外の市町村及び三大都市圏内の条件不利地域を有する市町村等が、大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する大学生等の若者の視点を取り入れた地域課題解決プロジェクトに取り組む場合の経費を支援

対象団体

- ①三大都市圏外の市町村
- ②三大都市圏内の市町村のうち条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
- ③都道府県（ただし、上記①又は②の市町村においてフィールドワークを行うものに限る。）

対象事業

地方公共団体が大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する地域課題解決プロジェクトのうち、「①大学生等の移住や関係人口としての地域との関わり」、「②若者にとって魅力的な地域づくり」、「③具体的な地域の課題解決」を目的とするものであって、以下に掲げるすべての事項に該当する取組

- ・単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業ではないこと
- ・関係者が継続的に参画するものであること
- ・学生のフィールドワークは、概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）であること
- ・学生が地域住民と交流する機会（ヒアリングや意見交換等）を設けていること
- ・プロジェクト終了後についても参加した大学生等に対して、地域の情報等を継続的に発信するものであること
- ・総務省のマッチングプラットフォーム（令和7年度中に新設予定）に、地方自治体及び大学が担当窓口等を登録するものであること

※同一大学との同一プロジェクトに対する地方財政措置は3年間に限る。

対象経費

- ・参加学生等の募集に要する経費
- ・滞在所の確保に要する経費（宿泊費等）
- ・コーディネーター委託費
- ・プロジェクト実施に係る経費（謝金、会場借上料、事業の実施に必要な施設整備費・備品費・原材料費等）
- ・受入れ準備に要する経費（プロジェクト計画策定費等）
- ・プロジェクトの実施に伴う旅費（交通費、車の借上料等）

※ 地方単独事業が対象

※ 参加者等の飲食に要する経費、事業の実施以外の利用が主となる施設整備費・備品費・原材料費等、本事業を実施する上で適当でないと考えられる経費は対象外

特別交付税措置

1団体あたり 15,000千円に全参加者の滞在日数に5千円を乗じた額を加えた額（上限額）×措置率0.5（財政力補正あり）